

# 騒音に係る環境基準

## 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

環境基準と地域類型の当てはめ

(平成12年3月31日東京都告示第420号、平成24年3月30日多摩市告示第160号)

※この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(単位: デシベル)

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時から22時)	夜間 (22時~6時)
A	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域に定めのない地域 ・これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・これらに接する地先、水面	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考: 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
【備考】	
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20 メートル